

②土地差別事件

不動産取引に関わって、同和地区かどうかを問い合わせる差別問い合わせ事件が、近年、滋賀県、長野県、神奈川県、東京都、大阪府等で発覚している。

奈良県では、二〇〇七年一月七日、桜井市役所へ同和地区に関する問い合わせ電話があった。内容は以下のとおり。

職員「はい、税務課固定資産係です」

女性「お伺いしたいことがあるんですけども、〇〇に宅地を買おうと思っているんですけども、そこは同和地区になるんですか」

職員「〇〇が同和地区かどうかはお答えできません。同和地区に対して偏見をもたれているようでしたら、市役所まで来ていただいたら、人権課の職員から同和地区に関してご説明させていただきます」

女性「結構です」

福岡県でも、二〇〇八年一月一七日、ある市役所に「市内在住」という女性から同和地区を問い合わせる電話があった。「マンション購入のため、そこが同和地区かどうか教えてほしい」「私は差別するつもりではないが、同和地区に住みたくないから教えてほしい」「(教えない市職員の対応に対し) 教えたくないということですか？ そういうあなたは同和地区の人ですか？」「同和地区を隠す権利があるということは、私にも同和地区を知る権利がある」「私は同和地区に住みたくないから教えてほしいだけです」「あなたは同和地区に住めますか？」「私はこれ以上同和地区の人の数を増やさないようにするためにも、私もその人になりたくないから、そこに住みたくない」「教えてくれないんですね。じゃあいいです。この市には同和地区があるんですね。そういうことでしょうか」と言い、その後、一方的に電話を切った。

滋賀県では、大津市内の不動産業者による野洲町への同和地区問い合わせ事件の糾弾学習会を踏まえて、二〇〇六年十一月、県内の宅地建物取引業者に対する人権問題実態調査を行ったが、その実態調査結果が、二〇〇七年二月にまとめられた。

実態調査結果では、取引物件が同和地区であるかどうかの「問い合わせ」を四業者に一業者の割合で受けている。賃貸住宅の紹介に関して、家主から入居拒否を言われた経験では、在日外国人で五〇・三%、高齢者で二五・三%、障がい者、母子、父子家庭で一八%など、部落差別、外国人差別など宅地建物取引に関して依然として差別の実態が存在していることが明らかになった。

こうした宅建・不動産業者による差別問い合わせ事件は、部落に対する忌避意識から市民が部落や部落を含む校区にある取引物件を避ける傾向があり、それを口実にした宅建・不動産業者の差別性を反映した結果といえる。こうした事件の背景には、部落出身者や外国人、高齢者などを民間住宅から排除する行為をまったく規制していない「宅地建物取引業法」の問題が指摘されている。